

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 キャンドゥと称し、英文では CAN DO CO., LTD. と表示する。

(事業目的)

第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 一般日用雑貨品、文房具の卸・販売
2. 衣料品、衣料雑貨品の卸・販売
3. 食料品の卸・販売
4. 清涼飲料水、酒類の卸・販売
5. フランチャイズチェーンシステムによる食料品・日用雑貨品等の販売加盟店の募集  
及び指導並びに運営
6. 損害保険代理業
7. 生命保険の募集に関する業務
8. 労働者派遣事業
9. 不動産賃貸業
10. 前記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によ  
つて電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、42,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

## 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に差し出すことを要する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は、10 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は株主総会において選任する。

- ② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。
- ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ④ 取締役の選任決議は、全て累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を監査等委員でない取締役の中から定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

② 会社法第 361 条第 1 項各号に定める事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(取締役の責任限定契約)

第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 取締役会は、その決議によって、会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任ことができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 30 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

- ② 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選任することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員である各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員である各取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員会である取締役の過半数が出席し、出席監査等委員会である取締役の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

### (期末配当の基準日)

第38条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

### (中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 前項の未払配当金には、利息をつけない。